

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2		府省庁名 内閣官房
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地方創生応援税制の創設（「企業版ふるさと納税」）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地方創生、人口減少克服といった国家的課題に対応するため、地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対して企業が行う寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税（及び法人税）から税額控除をすることができる制度を創設するとともに、所要の規定を整備する。 なお、「一定の地方創生事業」とは、地方版総合戦略に位置付けられた、地方創生を推進する上で効果の高い事業として法律に基づき内閣府が認定したものをいう。</p> <p>・ 特例措置の内容 地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対して企業が行う寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税（及び法人税）から税額控除をする。</p>		
（関係条文）	<p>（まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号） （法制上の措置等） 第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略 （都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略） 第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。 2・3 略</p> <p>（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略） 第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。 2・3 略</p>		
減収見込額	[初年度] — (—)	[平年度] — (—)	(単位：百万円)
	[改正増減収額] —		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国は世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えている。人口減少を契機に、地方が「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という悪循環の連鎖に陥ることが懸念されている。地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれは衰退し、我が国全体の競争力が弱まることは避けられない。</p> <p>我が国が直面するこうした構造的な課題に正面から対処するため、昨年11月21日に、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」を成立させるとともに、同年12月27日には、今後5か年の目標や施策、基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を閣議決定した。</p> <p>さらに、地方が自ら考え、責任をもって地方創生を推進する観点から、地方公共団体が、国の総合戦略を勘案して、地域の特性を踏まえた「地方版総合戦略」を平成27年度中に策定し、その特性に応じた取組を実施することとなっている。</p> <p>今後、地方版総合戦略に盛り込まれた事業を進めていくに当たっては、本年6月30日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」にあるように、国や地方公共団体のみならず、企業をはじめとする「民」の知見を最大限活用し、我が国全体が一体となって取り組む必要がある。</p> <p>この観点から、地方公共団体が行う効果が高い地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税の税額控除の優遇措置を新たに講じ、地方創生に対する企業の協力を引き出すこととする。</p>		
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">ページ</td> <td style="text-align: center;">2—1</td> </tr> </table>		ページ	2—1
ページ	2—1		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 地方創生の推進 施策 地方創生の推進
	政策の達成目標	下記の観点を踏まえ、2020年までに、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されることを目標とする。(具体的な適用件数等については検討中) ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	4年間(国の総合戦略及び地方版総合戦略の目標期間)
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	平成28年3月末までに、ほぼ全ての地方公共団体が地方版総合戦略を策定することとしており、これに基づき地方創生事業が実施される。 国は、財政面等により地方版総合戦略に基づく地方創生事業の実施を支援する。
有効性	要望の措置の適用見込み	検討中
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	検討中
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	法人税においても同様の要望を行う。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生」政策5原則を定めており、その中で、「(1) 自立性」として、施策が構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものにし、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指すこととしている。国と地方だけではなく、企業を地方創生を実現する上でのステークホルダーとして参画させ、持続可能な地方創生の取組につなげていくという目的を持つ本税制の措置は極めて妥当であることができる。 なお、措置の対象は、内閣府が認定した効果が高い地方創生事業に限定されていること、また、寄附のうち一定部分は企業負担とすることから、必要最小限の措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—